

介護保険制度外のその他利用料に係る留意点

● 基本的な考え方

- ① その他利用料は、一律に徴収するのではなく、利用者又はその家族等の自由な選択・希望に基づき当該サービスを提供した場合に徴収できる。
- ② 保険給付の対象となっているサービスとの間に重複関係があるその他利用料は徴収できない。
- ③ あいまいな名目によるその他利用料は徴収できない。
- ④ その他利用料の額については、原価の積算を必要とするようなものではないが、利用者等から説明を求められた際に説明できるようにしておく必要がある。
- ⑤ その他利用料のサービスを提供した際の当該利用料の受領に係る同意については、文書により行う必要があり、重要事項説明書の末尾に、“希望してサービスの利用を受けた場合に、当該サービスの利用料を支払うことに同意する”旨を記載し、同意の署名等を受ける、もしくは、別途サービス内容及び費用の額を明示した文書に利用者等に署名を受けることにより同意を得る必要がある。

※ ①～④はH12. 3. 30付け老企第54号に記載、⑤はH12. 11. 16付け老振第75号、老健第122号に記載

● 具体的な問題事例

- ▷ 身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用の積算根拠として、本来施設が負担すべき、娯楽室等に備えている新聞や雑誌、トイレトペーパー（個室に係るものを含む）、清拭タオル等を内容としている事例

〔施設及び通所〕

→ 積算根拠の適正な内容への見直しが必要

- ▷ 通院送迎は施設サービスの一環として行うものであり、それに要する費用を徴収していた。〔介護老人福祉施設及び短期入所生活介護〕

※ 送迎や付添も含め約1日程度時間がかかる場合はその交通費について実費相当を徴収することは可能（運営規程等への明記、利用者の同意が必要。）

- ▷ 本来、サービスの一環として施設が負担すべき次の経費を徴収していた。

〔施設、短期入所及び通所〕

- ・ 傷の手当等に使用するガーゼ代
- ・ 嚥下困難な入所者に対し、食事及び水分補給時に使用する増粘剤に要する経費
- ・ 褥創予防用のエアマットの利用料（電気代を含む。）
- ・ 身体拘束用の介護衣（つなぎ服）の使用料
- ・ おむつ交換時等に感染予防等のために使用する手袋（ディスポを含む。）
- ・ 臭気対策として使用する消臭剤代、消臭効果のある食品代
- ・ 入浴介助に使用するバスタオル代
- ・ 水道光熱費、防水シート
- ・ レントゲン撮影等による健康診断に係る費用
- ・ 通常の事業の実施地域内における送迎費用 など

- ▷ あいまいな名目による費用を徴収していた。〔施設、短期入所及び通所〕

- ・ 付加管理料、アメニティ料

- ▷ おむつに係る費用を徴収していた。〔施設、短期入所〕

- ・ リハビリパンツ、おむつかバー、尿取りパット

● 京都府の指導（返還）

その他利用料について、実地指導の際に上記の不適切な事例が確認された場合は過去に遡って利用者への返還を指導するとともに、上記事例から不適切な徴収と類推できる利用料についても、同様に遡っての返還を指導する。

介護保険施設に係る加算の留意点について

1. 加算要件の確認

- ・ ケアレスによる報酬返還の防止のため、報酬告示、解釈通知、関連する告示（「厚生労働大臣が定める…」）及び厚生労働省発出のQ & A等を確認すること。
- ・ 要件は、単位数表、解釈通知その他の通知類及びQ & Aに分散している場合があるため、遺漏がないよう注意すること。
- ・ 全ての加算が複数の要件を満たす必要があり、複数の要件のいずれかが抜けていることが算定誤りの典型的パターン。

【主な告示・解釈通等等】

「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」

厚生労働省が発した各種Q & A

2. 記録

- ・ 加算の多くは、算定要件として、記録の整備が求められている。
- ・ 明文上必須とされているか否かに関わらず、算定要件を満たしていることが事後的に確認できなければならないので、算定要件に関係する記録に関しては、事実上必須であると理解すること（日付、関係職員、サービス内容等）。
- ・ 記録は行政の実地指導等のために作成するものではない。事業所において、算定要件の充足を記録に基づき確認した上で請求するために作成するものである。

3. 説明と同意（記録）

- ・ 利用者に個別の加算については、基本的には、利用者に対する説明と同意及びその記録が必須。
- ・ 利用者への説明と同意が必要な加算については、他の算定要件を満たしていても、当然に、同意がなければ算定できない。

4. 全員を対象とする加算と算定要件の関係

- ・ 加算要件において「利用者ごとに…」となっている、原則として利用者全員に算定する加算（個別機能訓練加算、栄養マネジメント加算等の施設系の加算）は、利用者個々に算定要件を満たしていない場合は、当該利用者については算定できない。

5. 認知症自立度の決定方法

- ・ 最も新しい「主治医意見書」の判定を用いることとされており、意見書記載日に判定があったものとみなし、算定の可否を決定する。医師の判定がない場合に用いられる「認定調査票」についても、記載日を判定日とみなす。

介護報酬の返還に係る考え方

次のような場合については本来、請求権が発生しないと考えられ、介護報酬の全額返還もあり得るので、十分留意すること。

- ① 事業者指定当初から人員基準を満たしていなかった場合。(虚偽の指定申請)
- ② サービス提供責任者等、人員基準ではあるが減算の規定がない職種について、実地指導等の際に人員基準違反が確認され、改善の指導を行ったにも関わらず、再指導等の際に、指導に従わず改善されていないことが確認された場合。
※ 必要となる職種に対して、全く人員を配置していない場合には、確認された時点で全額返還を指示することもある。
- ③ 実地指導等において、看護職員等、減算規定がある職種の人員基準違反を指摘し、自主返還が生じた事業所であって、再指導等の際に、指導に従わず改善されていないことが確認された場合。
- ④ 居宅サービス計画や施設サービス計画はもとより、訪問介護計画や通所介護計画など、介護報酬請求の根拠となる各種サービス計画が作成または適正な見直しができている場合。

※ いずれのケースにおいても介護保険法第22条第3項に基づき返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払わせるよう保険者に指示するとともに、詐欺罪に該当する場合には告発を行う。